

グループ旅行支援事業 実施要領

1 目的

この要領は、米子空港国際定期便（「米子ソウル便」及び「米子香港便」「米子上海便」のことをいい、以下「定期便」という。）及び国際定期貨客船（以下「貨客船」という。）の利用促進を図るため、定期便又は貨客船を利用した旅行を実施するグループに対して、国際定期便利用促進協議会（以下「協議会」という。）が経費の一部を支援する事業に関して必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 対象となる旅行

定期便については5名以上、貨客船については4名以上（定期便又は貨客船を利用し、韓国又は香港、上海から第三国へ乗り継ぐ場合（貨客船を利用してロシア沿海地方ウラジオストクへ行く場合を含む。）にあっては、2名以上）の同一日程（往便及び復便とも同じ便であることをいう。ただし、満席その他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。）のグループ旅行（小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずると認められる学校の修学旅行を除き、経済交流団の派遣等のビジネス旅行を含む。）であって、次の条件を満たすものとする。

なお、対象者が18歳～25歳までの場合は、2名以上のグループを対象とする。

ア 当該旅行の出発日が申請日と同一年度内であること。

イ 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）の事業又は国等から委託された事業としての旅行でないこと。

(2) 支援額

ア 旅行に実際に参加した人数に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、団体を構成する一部の構成員が国又は地方公共団体の公務として当該旅行に参加し、旅費が支給される場合は、当該構成員は旅行に参加した人数から除外するものとする。

	5名～ (乗継利用は2名～)	18歳～25歳のグループ	
		2名～	
定期便	1名あたり 3,000円	1名あたり 3,000円	

	4～9名	10名以上	18歳～25歳のグループ	
			2～5名	6名以上
貨客船	1名あたり 5,000円	1名あたり 7,000円	1名あたり 5,000円	1名あたり 7,000円

イ アに定める額は、往便又は復便のみ定期便又は貨客船を利用する旅行の場合にあっては、半額とする。

ウ 同一日程の旅行について複数の申請が行われた場合であって、企業社員などの同一グループの団体旅行として手配として認められるときは、当該旅行に係る参加者を合算した上で、ア、イに定める額を支援するものとする。

エ 企業社員などの同一グループの団体旅行で構成員が20名以上の場合、1団体あたり50,000円を支援する。

オ 申請は、年度内に1路線につき1回のみとする。

3 経費支援の手続

(1) 支援を受けようとするグループの代表者（ツアーガイド以外で、旅行に実際に参加する者）は、支援の対象となる旅行を実施する日までに、協議会（事務局：鳥取県国際観光課）

に対し、とつとり電子申請サービスによる申請もしくは申請書（様式1）を提出しなければならない。

- (2) 協議会は、申請書の内容が適正であると判断した場合、申請の受理日から10営業日以内に承認書（様式2）により実績報告の提出期限を定めて承認するものとする。
- (3) 承認を受けたグループの代表者（ツアーガイド以外で、旅行に実際に参加した者。原則として申請者と同じ。）は、当該旅行の実施後、3(2)で定められた実施報告の期限内にとつとり電子申請サービスによる報告兼請求もしくは報告書兼請求書（様式3）を協議会に提出しなければならない。
- (4) 協議会は、報告書の内容が適正であると判断した場合は、請求書を受理した日から30日以内に、請求額の支払を行うものとする。
- (5) 3(1)及び3(3)の申請手続は、旅行会社が代行できるものとする。

4 その他

- (1) 協議会は、申請書の先着順に優先して予算の範囲内で支援するものとする。年度途中で支援を終了する場合は、事前に協議会が運営するホームページ等で告知するものとする。
- (2) この要領に定めのない事項については、協議会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月17日から施行する。

様式 1

グループ旅行支援申請書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会 様

〒

住 所

代表者氏名

連絡先（電話）

※1（メール）

グループ旅行支援事業実施要領に基づき、下記のとおり支援を受けたいので、申請します。

記

グループ旅行 の概要	行先地 (米子空港国際定期便もしくは国際定期貨客船の到着地)	国名	都市名	
	旅行日(予定)	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	
	参加者数	名(予定)		
	グループ性 ※2			
	年齢構成	グループ全員が18～25歳 ⇒ (はい・いいえ)		
	定期便及び貨客船の利用 ※3	※○をつけてください。 往路(米子ソウル便／米子香港便／米子上海便／貨客船) 復路(米子ソウル便／米子香港便／米子上海便／貨客船)		
	定期便及び貨客船と併せて利用する他の便 ※4	往路() 復路()		
	旅行会社名			
申請額	円			

※1 「連絡先」には、申請手続を行う方の氏名と、平日昼間連絡の付く電話番号及びEメールアドレスを記載してください。

※2 「グループ性」欄には、家族・親族、同じ企業の社員、学校の同じゼミやクラブの学生など、参加者が相互に関係があることを示すグループとしての性格を記載してください。

※3 「定期便」とは、米子空港国際定期便(米子ソウル便及び米子香港便、米子上海便)のことをいい、「貨客船」とは国際定期貨客船のことをいいます。

※4 「定期便及び貨客船と併せて利用する他の便」欄には、他空港(湾)発着便を利用する場合に当該便の発着空港(湾)、運航会社、便名等を記載してください。

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町1-220

国際定期便利用促進協議会(鳥取県庁国際観光課内)

(メール) kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp (電話) 0857-26-7221

グループ旅行支援承認書

令和 年 月 日

様

国際定期便利用促進協議会

会長 足立 統一郎

(公印省略)

令和 年 月 日付けで申請のあった、グループ旅行支援申請については、下記のとおり承認します。

なお、令和 年 月 日（旅行終了日の1ヶ月後）までに実施報告書兼請求書を提出してください。期日までに提出のない場合、承認後に対象となる条件を満たさないと判断される場合は支払ができませんのでご注意ください。

記

承認NO	
整理番号 ※とっとり電子申請サービスを利用した際に発行される12桁の番号	
支援予定額	円

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町1-220

国際定期便利用促進協議会（鳥取県庁国際観光課内）

（メール）kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp

（電話）0857-26-7221

様式3

グループ旅行実施報告書兼請求書

令和 年 月 日

国際定期便利用促進協議会 様

〒

住 所
 代表者氏名
 連絡先(電話)
 (メール)

下記のとおり旅行を実施したので、グループ旅行支援事業実施要領に基づき報告します。
 グループ旅行支援に係る支援金について、下記のとおり請求します。

記

承認NO もしくは 整理番号 ※1			
請求額		円	
グループ旅行 の概要	行先地 (米子空港国際定期便 もしくは国際定期貨客 船の到着地)	国名	都市名
	旅行日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
	参加者数	名	
	旅行者名簿	同行した旅行者名を記載、または別に添付ください(様式任意)	
	年齢構成	グループ全員が18~25歳 ⇒ (はい・いいえ)	
	定期便及び貨客船の利 用	※〇をつけてください。 往路(米子ソウル便／米子香港便／米子上海便／貨客船) 復路(米子ソウル便／米子香港便／米子上海便／貨客船)	
	定期便及び貨客船と併 せて利用する他の便	往路() 復路()	
	旅行会社名		
振込 口座	銀行名	銀行・信用金庫	支店・出張所
	口座区分	普通 · 当座	
	口座番号 (最大7桁)		
	(フリガナ)		
	口座名義人		

※1 不明の場合、事前申請を承認した際の承認書(様式2号)をご確認ください。

- <添付書類>
- 1 搭乗券の写し、Eチケットの写しなど旅行実施の確認ができるもの
 - 2 旅行者名簿(様式任意)
 - 3 年齢構成が全員18~25歳の場合、そのことを証明できるもの(パスポートコピー、学生証等)

<問い合わせ先>

〒680-8570 鳥取市東町1-220 国際定期便利用促進協議会(鳥取県庁国際観光課内)

(メール) kokusaikankou@pref.tottori.lg.jp (電話) 0857-26-7221